

# 島根県中小企業・小規模企業 振興基本計画案

〈計画期間：令和2年度～令和6年度（5カ年計画）〉

島根県 商工労働部

## ●島根県中小企業・小規模企業振興基本計画の項目（目次）

### I. 島根県中小企業・小規模企業振興基本計画の考え方

1. 島根県中小企業・小規模企業振興基本計画の位置づけ・・・・・・・・・・ 2 P
2. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 P
3. 中小企業・小規模企業の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 P
- 〈参考〉島根県中小企業小規模企業振興条例・・・・・・・・・・・・・・ 3 P

### II. 島根県の中小企業・小規模企業を取り巻く環境

1. 近年の中小企業・小規模企業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 P
  - (1) 中小企業・小規模企業数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 P
  - (2) 経営者の高齢化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 P
2. 島根県の人口減少・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 P
3. 県内企業の労働生産性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 P
4. 経済情勢等の外部環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 P

### III. 中小企業・小規模企業支援について

1. 中小企業の持続・成長・発展に向けた県の支援の方向性・・・・・・・・ 10 P
  - (1) 支援の方向性と条例の繋がり・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 P
  - (2) 支援の方向性と県支援施策体系・・・・・・・・・・・・ 11 P
  - (3) 配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 P
2. 支援の方向性ごとの取組姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 P
  - (1) 産業の成長を促す企業の競争力強化と生産性の向上・・・・・・・・ 12 P
  - (2) 多様な人材確保・育成と定着の推進・・・・・・・・・・・・ 15 P
  - (3) 地域の持続的な発展を支える創業・事業承継の推進・・・・・・・・ 15 P
  - (4) 地域の強みを活かした経済の活性化・・・・・・・・・・・・ 16 P
3. 当面、特に力を入れる支援のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・ 18 P
4. 目標(K P I)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20 P

# I. 島根県中小企業・小規模企業振興基本計画の考え方

## 1. 島根県中小企業・小規模企業振興基本計画の位置づけ

島根県中小企業・小規模企業振興基本計画（以下、計画という。）は、県が、島根県中小企業・小規模企業振興条例（平成 27 年 12 月 1 日施行。以下、条例という。）第 12 条に基づく「中小企業・小規模企業の振興に関する計画」として、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、策定するものです。

※条例については、次ページに目的、基本理念、基本方針を記載。

### 条例における基本計画の定義（第 12 条）

県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業・小規模企業の振興に関する計画を策定し、公表するものとする。

なお、本計画は、中小企業支援法第 4 条に基づく中小企業支援計画としての位置付けも有するものとします。

## 2. 計画期間

計画の期間については、島根県創生計画と同じ期間である令和 2 年度～令和 6 年度までの 5 カ年計画とします。

## 3. 中小企業・小規模企業の定義

中小企業基本法に基づく中小企業・小規模企業の定義は、以下のとおりです。

業種	中小企業		小規模企業
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※中小企業の定義は、「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たすこととなっています。

## 〈参考〉島根県中小企業・小規模企業振興条例について

### ・条例の目的（第1条）

この条例は、中小企業・小規模企業の振興について基本理念を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業に関する施策を総合的に推進し、もって、本県経済の発展及び雇用の場の創出を図り、県民生活の向上に寄与することを目的とする。

### ・条例の基本理念（第3条）

中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を県、中小企業者、小規模企業者、市町村、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等、教育機関、大学等、大企業及び県民が共有する基本理念として行わなければならない。

- (1) 中小企業・小規模企業が本県経済の発展に寄与し、雇用の場を創出するなど、県民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であることを踏まえること。
- (2) 中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に対する自主的な努力を促進すること。
- (3) 県、中小企業者、小規模企業者、市町村、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等、教育機関、大学等、大企業及び県民が相互に連携し、及び協力して推進すること。
- (4) 特に経営資源の確保が困難である小規模企業者に配慮すること。
- (5) 特に厳しい経営環境にある中山間地域及び離島地域に配慮すること。
- (6) 本県の有する自然、歴史、伝統・文化、豊かな特産物、多様な技術、優れた産業基盤及びその他の特色ある地域資源等を十分に活用することにより推進すること。
- (7) 意欲及び能力に応じた多様な雇用を確保するとともに、中小企業・小規模企業が求める人材の確保及び育成を促進すること。
- (8) 長年にわたり中小企業・小規模企業に蓄積された経営資源が散逸することなく、円滑に事業が承継されることを促進すること。

### ・条例の基本方針（第11条）

県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 経営の革新及び経営基盤の強化
- (2) 国内外における販路開拓及び取引拡大の支援
- (3) 産学官連携等による技術及び新商品の開発等の促進
- (4) 融資制度等による資金供給の円滑化
- (5) 創業及び新たな事業の創出の促進
- (6) 円滑な事業承継の推進
- (7) 事業活動を担う人材の育成及び確保
- (8) 生きがいを持って働き、安心して子どもを産み育てることができる雇用環境の整備
- (9) まちの賑わいにつながる商業及びサービス業の振興
- (10) 地域の多様な資源及び伝統産業を活かした事業活動の促進
- (11) 農商工連携、6次産業化及び医療福祉分野等との連携の促進
- (12) 中小企業・小規模企業の事業活動の振興に資する企業誘致の促進
- (13) 中小企業・小規模企業の製品、技術等に関する情報発信の支援

## Ⅱ. 島根県の中小企業・小規模企業を取り巻く環境

島根県内の中小企業は、全企業数 22,191 者のうち 22,167 者と 99.9%を占めており、従業者数についても、全県 180,557 人のうち 166,937 人と 92.5%を占め、本県の経済と雇用の中心的な担い手であり、産業活力の源泉であるとともに、地域社会を支え、県民生活の向上に大きく貢献している非常に重要な存在です（平成 28 年経済センサス、総務省統計局）。（うち、小規模企業：企業数 19,206 者（全企業数の 86.8%）、従業者数 64,780 人（全従業者の 35.9%））。

このように、島根県にとって、中小企業は欠かすことのできない重要な存在であり、中小企業の活動が、県内に与える影響は非常に大きいものとなっています。

そのため、条例の制定の目的である県民生活の向上を目指すうえで、中小企業の成長及び安定的な事業継続はなくてはならないものです。

しかしながら、中小企業の外部環境は、人口減少によるマーケットの縮小、少子高齢化による生産人口減、それに伴う雇用の確保難等、年々厳しさを増しています。また、中小企業自身についても、経営者の高齢化や労働生産性の低下等の課題を抱えながら、事業を続けている事業者が多く存在しています。

以下では、近年の島根県の中小企業を取り巻く環境について概観していきます。

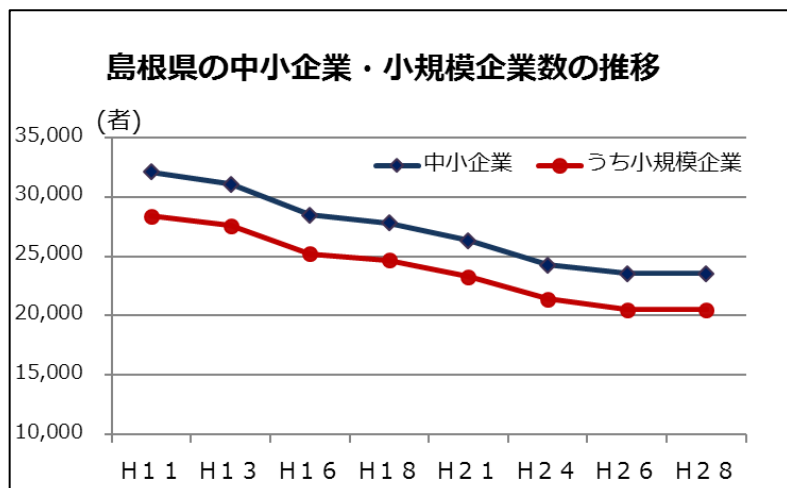
### 1. 近年の県内の中小企業・小規模企業の状況

#### (1) 中小企業・小規模企業数の推移

島根県の中小企業数については、年々減少を続けています。平成 13 年までは、3 万者を超えていた企業数も、平成 16 年には 3 万者を下回り、その後も減少を続け、ここ 10 年ほどでは年平均 500 者以上の企業が減少し、直近で把握できる平成 28 年には 22,167 者となっています（表Ⅱ-1-①）。

また、中小企業の中でも、小規模事業者については、中規模企業（中小企業から小規模企業を差し引いた企業）と比較した場合、中規模企業が平成 21 年から平成 28 年の企業数の増減率が▲3.5%であるのに対して、小規模企業は▲17.4%と減少の割合が非常に高くなっています。また、平成 10 年代（H11～H18 の増減率▲13.1%）と比較しても小規模企業の減少割合が高くなっていることから、近年において、中小企業の中でも、特に、小規模企業が厳しい環境に置かれていることが考えられます（表Ⅱ-1-②）。

表Ⅱ-1-① 島根県の中小企業・小規模企業数の推移(出典:平成28年経済センサス(総務省統計局))



	平成11年	平成13年	平成16年	平成18年	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年
県内の全企業数 (者)	32,131	31,126	28,508	27,849	26,348	24,278	23,563	22,191
うち中小企業数 (者)	32,092	31,092	28,480	27,821	26,319	24,256	23,542	22,167
中小企業の割合	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%
うち小規模企業数 (者)	28,408	27,565	25,211	24,696	23,308	21,405	20,508	19,260
小規模企業の割合	88.4%	88.6%	88.4%	88.7%	88.5%	88.2%	87.0%	86.8%

表Ⅱ-1-② 島根県の中規模企業・小規模企業数の推移(出典:平成28年経済センサス(総務省統計局))

		平成11年	平成18年	増減	H18/H11	平成21年	平成28年	増減	H28/H21
島根	中規模企業 (者)	3,684	3,125	▲ 559	▲15.2%	3,011	2,907	▲ 104	▲3.5%
	小規模企業 (者)	28,408	24,696	▲ 3,712	▲13.1%	23,308	19,260	▲ 4,048	▲17.4%
全国	中規模企業 (者)	607,983	534,650	▲ 73,333	▲13.2%	535,903	529,786	▲ 6,117	▲1.1%
	小規模企業 (者)	4,228,781	3,663,069	▲ 565,712	▲13.4%	3,665,361	3,048,390	▲ 616,971	▲16.8%

( 中規模企業：中小企業-小規模企業 として定義 )

## (2) 経営者の高齢化

島根県内の経営者の年齢は、平成30年では61.1歳となっており、全国平均よりも1.4歳高く、全国で5番目となっており、中国5県の中でも最も高くなっています(表Ⅱ-1-③)。

また、平成20年から平成30年までの間に、全国平均は+1.5歳でしたが、島根県では、+2.2歳となっており、全国平均よりも0.7ポイント高くなっています。また、こちらも、島根県が中国5県の中で、最も経営者の高齢化が進んでおり、県内の中小企業にとって、他県よりも、世代交代、事業承継が喫緊の課題となっていると言えます。

表Ⅱ-1-③ 中国5県の経営者(社長)年齢の推移(出典:全国社長年齢分析(帝国データバンク))

	平成20年	平成23年	平成27年	平成30年	H30-H20
島根県	58.9	59.5	60.7	61.1	2.2
鳥取県	58.5	58.8	59.7	60.2	1.7
山口県	58.5	58.8	59.3	59.8	1.3
広島県	58.0	58.4	59.1	59.6	1.6
岡山県	58.1	58.3	58.6	59.0	0.9
全国	58.2	58.5	59.2	59.7	1.5

## 2. 島根県の人口減少

島根県の人口は、年々減少を続けており、平成2年には781,021人であった人口は、直近の令和元年には、673,891人と約30年の間に10万人以上が減少しています(表Ⅱ-2-①)。

減少の幅についても、平成2年から平成12年の間では、年平均で約1,951人の減少であったのに対して、平成22年から令和元年の間では、年平均で約4,834人の減少と、2倍以上ペースで減少しており、時代が進むごとに加速度的に減少しています。

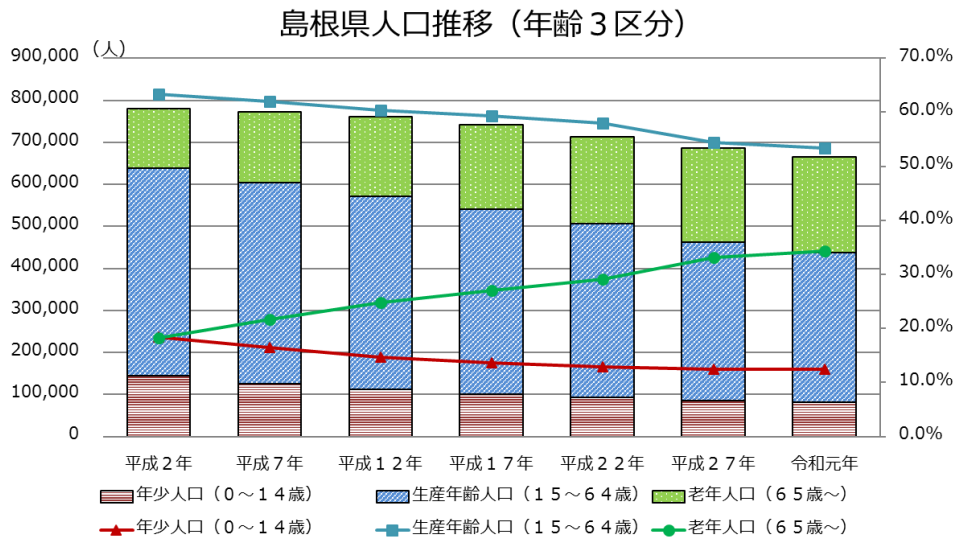
また、一般的に働き手として考えられる生産年齢人口(15歳~64歳)について、平成2年には494,253人でしたが、令和元年には354,531人と、約14万人減少しており、この減少数は、同時期の県総人口の減少数よりも多くなっています。

減少の幅についても、上記の県総人口と同様に、平成2年から平成12年の間では、年平均で約3,415人の減少であったのに対して、平成22年から令和元年の間では、年平均で約6,624人の減少と、減少幅が大きくなっています。

全人口の減少は、マーケットの縮小と直結する重要な課題であり、また、生産年齢人口の減少は、働き手の確保が困難となる点においても大きな課題となっています。

表Ⅱ-2-① 島根県人口推移(年齢3区分)

(出典:国勢調査(H2~H27)(総務省統計局)、島根県推計人口(R1)(島根県統計調査課))



	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和元年
総人口(人)	781,021	771,441	761,503	742,223	717,397	694,352	673,891
年少人口(人) (0~14歳)	143,884	126,403	111,982	100,542	92,218	86,056	82,388
生産年齢人口(人) (15~64歳)	494,253	477,919	460,103	439,471	414,153	376,877	354,531
老年人口(人) (65歳~)	142,061	167,040	189,031	201,103	207,398	222,684	228,201

### 3. 県内企業の労働生産性

島根県内の一企業当たりの付加価値額は、農林業を除いた業種で36,159千円となっており、全国平均よりも44,811千円低くなっています(表Ⅱ-3-①)。

島根県の場合は、一企業当たりの従業者数が全国平均よりも5.2名少ないため、企業規模が小さい企業の構成比が高いことも要因の一つとなりますが、従業員一人当たりの付加価値額についても、3,763千円となっており、全国平均よりも1,699千円低くなっています。付加価値額は、「稼ぐ力」と言い換えることができるため、島根県の企業は、全国平均と比較すると稼ぐ力が弱い状況となっています(表Ⅱ-3-②)。

また、付加価値額の中には人件費が含まれおり、給与総額の増減は、付加価値額の範囲内に限られる事から、県内の中小企業の多くが、付加価値の伸び悩みにより、従業員の確保・定着を図るための賃金アップや最低賃金の上昇への対応が難しい実態にあることが推察されます。

付加価値：付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、事業が社会に対してどれだけの価値を提供しているのかを把握する一つの考え方です。

ここでは、下記の計算式の数値を用いています。

$$(\text{付加価値額} = \text{売上高} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課})$$



表Ⅱ-3-① 島根県と全国の一企業当たり付加価値額比較(出典:平成28年経済センサス(総務省統計局))

		業種合計 (農林業除く)	建設業	製造業	情報通信業	卸売業、 小売業	金融業、 保険業	宿泊業、 飲食サービス業	生活関連 サービス業、 娯楽業	医療、福祉
一企業当たり の付加価値額	島根県(千円)	36,159	32,304	86,650	130,038	27,167	313,770	16,390	9,658	90,037
	全国平均(千円)	80,970	50,840	187,915	418,694	68,144	700,222	21,510	22,589	74,811
	島根県-全国	▲44,811	▲18,536	▲101,265	▲288,655	▲40,977	▲386,453	▲5,120	▲12,931	15,226
一社あたり 従業員数	島根県(人)	9.6	8.0	18.1	21.7	7.7	30.7	7.5	3.6	25.7
	全国平均(人)	14.8	8.7	25.5	40.2	13.2	54.6	10.2	6.2	24.3
	島根県-全国	▲5.2	▲0.6	▲7.4	▲18.5	▲5.6	▲23.9	▲2.7	▲2.6	1.4

表Ⅱ-3-② 島根県と全国の従業員一人当たり付加価値額比較

(出典:平成28年経済センサス(総務省統計局))

	業種合計 (農林業除く)	建設業	製造業	情報通信業	卸売業、 小売業	金融業、 保険業	宿泊業、 飲食サービス業	生活関連 サービス業、 娯楽業	医療、福祉
島根県(千円)	3,763	4,031	4,794	5,984	3,544	10,232	2,178	2,687	3,504
全国平均(千円)	5,462	5,877	7,378	10,403	5,148	12,821	2,103	3,633	3,084
島根県-全国	▲1,699	▲1,846	▲2,584	▲4,419	▲1,604	▲2,590	75	▲945	420

#### 4. 経済情勢等の外部環境

##### (1) 経済状況

海外経済の動向について、ここ数年は、減速傾向にあった中国経済が政策的な景気下支え策の効果もあって持ち直しに向かう中、先進国の経済も持ち直す動きが見られ、緩やかな回復を続けてきました。しかしながら、平成30年の半ば頃から、米中の貿易問題を巡る不確実性の高まりや地政学的な情勢をめぐる不安感の増大等を要因として、各国で成長の同時減速を続けており、今後の見通しについては、不透明さが増していくと考えられます。

日本国内においては、長期間に渡り、緩やかな回復基調が続いてきましたが、令和元年10月の消費増率引き上げの影響や世界経済の減速により、景気は一時的な落ち込みを見せています。今後については、内需の底堅さに支えられ、緩やかな景気回復が続くとの見方もありますが、世界経済の持ち直しの遅れ等によっては、成長の鈍化も考えられます。

##### (2) 中小企業に影響を与える法改正等

中小企業に影響を与える法改正等が近年多く行われており、代表的なものでは、「働き方改革」があります。働き方改革は、平成31年4月より、働き方改革関連法案の一部が施行され、労働時間法制の見直し、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保をポイントとして、残業時間の上限規制や年次有給休暇の義務化等多くのことが企業に求められています。

その他にも、食品製造業を主に対象とした食品の安全性確保のためのHACCPの義務化や食品表示法の改正等、業種によって対応が必要なものもあります。

上記に対応するには、人員の確保・育成、設備投資や業務の標準化による生産性向上等を

進めなくてはなりません。大企業と比較すると経営資源が不足しがちな中小企業にとっては、負担が大きく、経営上の課題となっています。

### (3) 技術革新

近年では、インターネット上でデジタル化された財・サービスなどの流通が加速する中、こうしたデジタル経済をベースにした新しい技術革新が急速に進展してきています。

具体的には、人工知能（AI）、モノのインターネット化（IoT）、ビッグデータ、ロボットなどの技術が挙げられます。これらの技術により、機械化が困難であった業務についても機械・システムによる代替が可能となってきたことから、技術革新に迅速・適切に対応し、生産性を向上させることが企業側に求められつつあります。

一方、中小企業を取り巻く市場環境は、大きく変化しており、新しい技術の活用により新分野や新市場への進出が可能となるなどビジネスチャンスは拡大しています。

### Ⅲ. 中小企業・小規模企業支援について

#### 1. 中小企業の持続・成長・発展に向けた県の支援の方向性

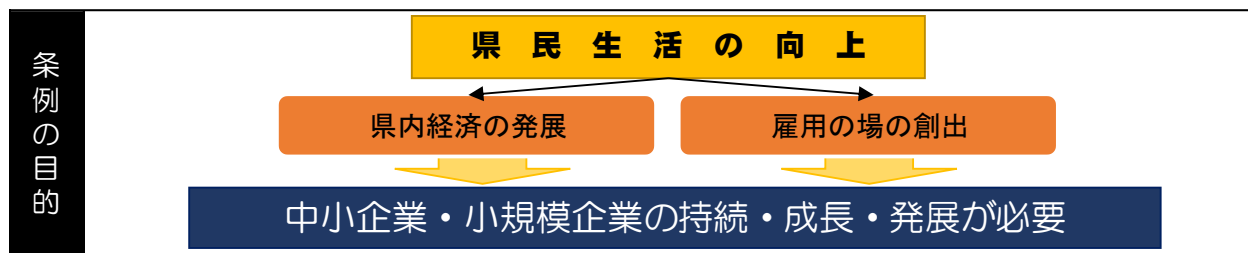
##### (1) 支援の方向性と条例の繋がり

第Ⅱ章における県内の中小企業・小規模企業を取り巻く環境を踏まえ、島根県では、支援の方向性を大きく下記の4つに区分し、中小企業・小規模企業の持続・成長・発展に向けた支援を行っていきます。

また、本計画全体のイメージ図は表Ⅲ-1-①のとおりであり、支援の方向性と条例の「基本方針」(13項目)の繋がりを明確にするため、同表の右側に条例の基本方針を項目ごとに区分しています。

●支援の方向性	① 産業の成長を促す企業の競争力強化と生産性向上 ② 多様な人材の確保・育成と定着の推進 ③ 地域の持続的な発展を支える創業・事業承継の推進 ④ 地域の強みを活かした経済の活性化
---------	--

表Ⅲ-1-① 島根県中小企業・小規模企業振興基本計画のイメージ図



中小企業・小規模企業の現状と課題及び支援の方向性

現状と課題		支援の方向性	支援の方向性と条例の繋がり (「条例」と「支援の方向性」の関係性の整理のため、「・」以下は、条例の「基本方針(13項目)」を記載。)
外部環境	人口減少 → マーケットの縮小	業績の悪化・企業数の減少	④ 地域経済の活性化
	少子高齢化 → 生産人口減と雇用確保難		
	経済情勢の変化 「景気、国際経済等」		
事業者自身	労働生産性の低下 → 利益確保難「賃金の上昇」	① 競争力の強化(生産性向上)	① 競争力の強化(生産性向上) ・経営革新及び経営基盤の強化 ・国内外への販路開拓及び取引拡大の支援 ・産学官連携による技術及び新商品開発等の促進 ・融資制度等による資金供給の円滑化 ・中小・小規模企業の製品、技術情報の発信支援
	経営者の高齢化 → 廃業「後継者不在」	② 人材確保、育成、定着の強化	② 人材確保、育成、定着の強化 ・事業活動を担う人材の育成及び確保 ・生きがいを持って働き、安心して子どもを産み育てることができる雇用環境の整備
		③ 事業承継・創業の推進	③ 円滑な事業承継・創業の推進 ・創業及び新たな事業の創出の促進 ・円滑な事業承継の推進
			④ 地域経済の活性化 ・まちの賑わいにつながる商業及びサービス業の振興 ・地域の多様な資源及び伝統産業を活かした事業活動の促進 ・農商工連携、6次産業化及び医療福祉分野等との連携の促進 ・中小・小規模企業の事業活動の振興に資する企業誘致の促進

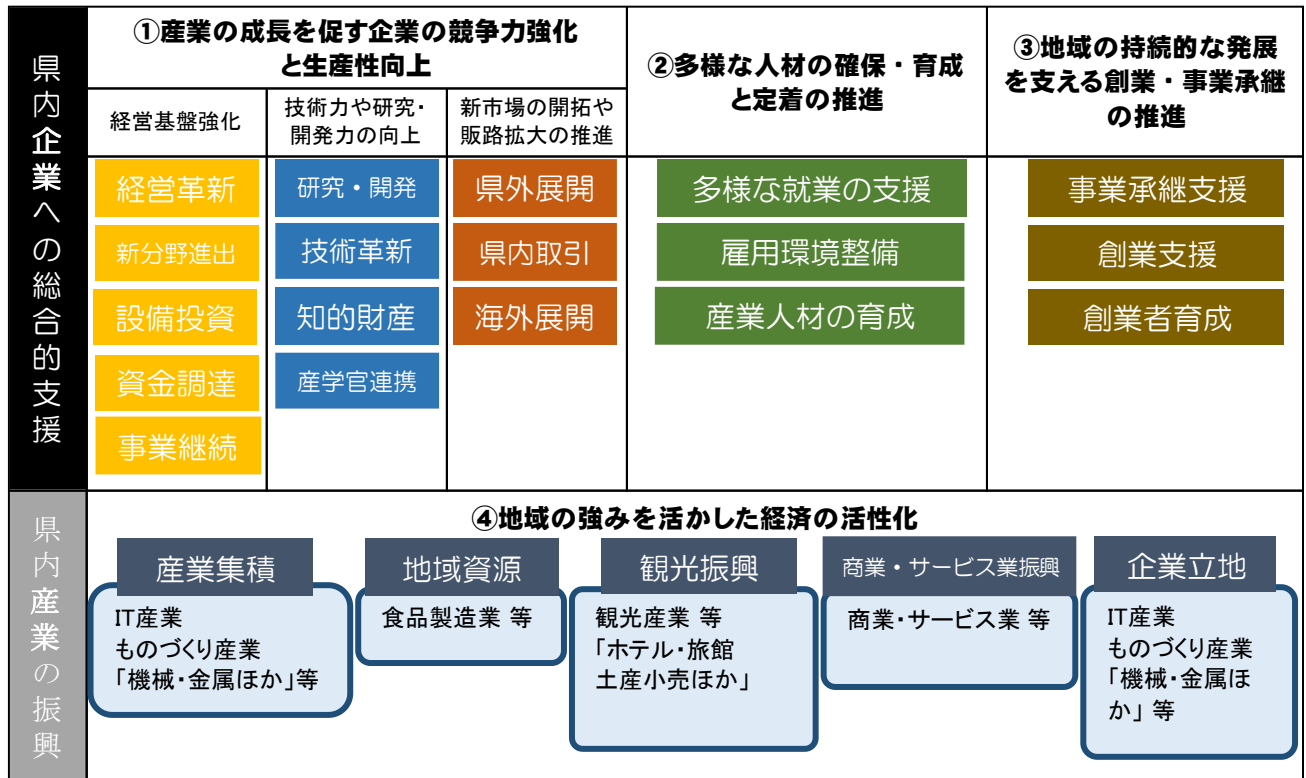
※表内の「支援の方向性」については、簡略化した記載をしています。

## (2) 支援の方向性と県支援施策体系

上述の4つの支援の方向性から、県では様々な施策を講ずることとしており、これを体系化して整理したものが表Ⅲ-1-②になります。なお、支援の方向性の一つである「①産業の成長を促す企業に競争力強化と生産性向上」については、関連する施策が多岐にわたるため、更に「経営基盤強化」、「技術力や研究開発の向上」、「新市場の開拓や販路拡大の推進」に区分し整理しています。

具体的な説明については、「2. 支援の方向性ごとの取組姿勢」で行います。

表Ⅲ-1-② 支援の方向性と県支援体系のイメージ図



### (3) 配慮事項

当計画を遂行する中で、下記の3点について、特に配慮し支援を行います。

#### ① 小規模企業者への対応

経営資源の確保が困難である小規模企業者については、きめ細かな支援体制を構築し、特に金融、税務、労働など経営の各分野の適切な相談、指導が適切に受けられるよう努めます。

また、小規模企業者等の連携による商品の開発及び販路の開拓並びに新たなサービスの創出の支援を行います。

#### ② 中山間地域・離島地域への対応

特に厳しい経営環境にある中山間地域・離島地域において、地域に密着した支援体制を構築し、中小企業の経営の改善及び革新や地域産業振興の取組に対して必要な支援を講じます。

#### ③ 官公需での対応

工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、中小企業の受注機会の確保に努めるとともに、県内中小企業への優先発注に配慮します。

※「官公需」とは、国・地方公共団体等による物品の購入、印刷製本等製造の請負発注、サービス提供の受領、工事発注等をいう。

## 2. 支援の方向性ごとの取組姿勢

本章では、4つの「支援の方向性」ごとに、県の中小企業・小規模企業支援の取組や考え方等について、記載します。

### (1) 産業の成長を促す企業の競争力強化と生産性向上

中小企業が、自社の競争力強化・生産性向上を図るためには、「経営基盤強化」、「技術力や研究開発の向上」、「新市場の開拓や販路拡大の推進」の3点を主な支援項目として、取り組みます。

#### ① 経営基盤強化

商工会、商工会議所等の支援機関との連携によるきめ細やかな経営支援体制を確保し、中小企業が行う経営改善、経営革新、生産性向上、新分野進出等の経営力の強化の取組を支援することにより、自律的な経営を促進します。

また、信用力・担保力の不足する中小企業に対して、金融機関と協調し、信用保証制度を活用する等、円滑な資金調達についても支援します。

#### ■ 経営革新等の新たな取組の支援

中小企業が新商品開発等の新しい取組を行う際に、現状の課題や目標等を明確化し、実現可能性の高い事業とするために、経営革新計画（県が承認する経営計画）の策定を商工

会、商工会議所等の支援機関と連携しながら支援します。

### ■新分野や異分野進出による経営力の強化

中小企業が新分野への進出を目指す際に、専門的なアドバイスを受けられるように、商工会、商工会議所等の支援機関を窓口として事業の内容に合ったアドバイザーを派遣することで、新分野への進出が円滑に進むように、支援を行います。

また、インフラ整備の担い手・災害時における地域の守り手である建設業において、将来にわたって建設事業者が持続的な経営を行っていくためには経営基盤を強化していく必要があると考え、建設事業者が行う異分野進出による事業多角化の取組についても支援します。

### ■生産性向上に向けた積極的な設備投資の促進

経営環境の変化に対応する企業が行う経営革新や生産革新などの取組に対して専門家派遣やI o T導入などを支援するほか、地域経済を牽引する企業が行う付加価値拡大に向けた設備投資などを支援します。

また、中小企業が生産性向上等に必要な設備投資を行う場合に、しまね産業振興財団が設備を取得し長期の割賦販売を行う設備貸与制度により、中小企業の経営の革新・経営基盤の強化を支援します。

### ■信用補完制度を活用した低利・長期の資金調達支援

信用保証協会や各種商工団体、金融機関と連携しながら、信用力・担保力の不足する中小企業の運転資金や設備投資資金の円滑な資金調達を支援します。

また、経済状況の変化や企業ニーズに対応できるよう資金メニューの創設や改正等を行い、支援の充実を図っていきます。

### ■リスクに備えた事業継続に向けた取組の支援

中小企業の震災への備えや災害時等の事業継続力の強化を図るため、中小企業者や支援機関等を対象として普及啓発セミナー等を開催し、中小企業のBCP策定に向けた取組を支援します。

## ②技術力や研究・開発力の向上

企業間連携や産学官連携などにより、企業の技術力・競争力の強化や、成長する産業・市場への進出や新事業の展開を支援します。

### ■新製品や新技術の開発の促進

産学官連携による戦略的な新技術・新製品の開発を支援するほか、企業と産業技術センターが連携して研究開発に取り組むことで新製品の開発や技術力の向上等を支援します。

## ■技術力向上の促進

専門家派遣や企業からのニーズと大学・高専等の研究シーズのマッチング等により、企業の技術力強化に向けた取組を支援します。

また、産業技術センターが、企業からの技術相談、受託研究、依頼試験・分析、技術者養成などを通じ、企業と一体となって技術力向上を支援します。

## ■知的財産の活用の促進

しまね知的財産総合支援センターを設置し、セミナー等を通じて知的財産の活用に関して普及啓発を図るとともに、企業が知的財産を活用して新たな製品化や事業化を行うための支援を行います。

## ■大学等のシーズを活用した産学官連携の促進

企業の新技術開発や新製品開発、課題解決、人材育成を促進するため、企業や産業界のニーズと大学等が有している研究シーズとのマッチング支援など、産学官連携の取組を推進します。

## ③新市場の開拓や販路拡大の推進

人口減少に伴い県内市場が縮小する中で、県外や海外に需要を求めて、新たに進出する企業や、取引・販路拡大を目指す企業の支援を行います。

また、県内経済についても、企業誘致による企業間取引の創出や6次産業の推進による新たな付加価値の創造等を行い、活性化に取り組みます。

## ■県外市場をターゲットにした販路拡大の促進

首都圏等への販路開拓・拡大を進める企業に対して、マッチングや販売戦略等のアドバイスをを行い、また、首都圏等で開催される専門展示会等への出展を支援します。

食品産業では、「しまね県産品販売パートナー店制度」等を活用した販路拡大を図るとともに、県内外での展示会出展を支援することで商談機会を創出することで、外貨獲得を支援します。

また、商業・サービス業において、県外での事業展開の準備段階から進出や市場開拓のモデル的な取組を支援します。

## ■県内の経済循環を活性化させる県内取引の拡大

地元企業の事業拡大や県外から立地した企業の増設に伴う企業の再投資、及び県外企業の新規立地を推進し、誘致企業を含め県内取引の拡大を図ります。

食品産業では、原料となる農林水産物の利用拡大や県内での加工受委託の促進により、地域経済循環を最大化する先導モデルの創出を支援します。

## ■成長する海外需要の獲得に向けた取組の促進

成長する海外市場へのビジネス展開を目指す企業に対して、情報収集・市場調査から輸出や現地法人の立ち上げまで、企業のビジネスステージに応じたきめ細やかな支援を行います。また、タイを中心としたアセアン展開については、バンコクの「島根・ビジネスサポート・オフィス」が支援します。

## (2)多様な人材の確保・育成と定着の推進

---

(※ 雇用関連の支援については、「島根県雇用対策計画」に詳細な方向性を記載。)

若者、女性、高齢者、障がい者などへの魅力ある情報発信や就業機会の提供などにより、それぞれの能力や経験などを活かせる県内就業を促進します。

また、職場環境の改善と、知識や技術の習得・向上の機会提供などにより、誰もが生き生きと働き続けられる活力ある職場づくりを県内に広げます。

### ■多様な人材の活躍促進

高校生や県内外の大学等に進学した学生に、県内企業やそこで働く人に触れる機会などをふるさと島根定住財団等と連携して提供し、島根で働く魅力を伝え、県内就職を促進します。

また、女性・高齢者・障がい者などが、それぞれの個性や多様性を尊重され、経験や能力を活かし県内企業で活躍できるよう、就職に向けた相談窓口の設置や障がい者雇用への理解促進、職業訓練など、きめ細やかな支援を行います。

さらに、外国人を雇用する事業者等に対しては、外国人労働者の受入が適正に行われるよう雇用情報提供窓口を設置し、事業者等の適正な雇用管理を支援します。

### ■産業人材の育成

地域産業で求められる知識・技術・技能などを有する人材を、高等技術校、教育機関、企業等との連携により育成するほか、企業の競争力強化に不可欠となる従業員の人材育成を促進する研修実施等、在職者のスキルアップに取り組みます。

### ■雇用環境の整備

働く人の視点に立った魅力ある職場づくり、年次有給休暇の確実な取得や時間外労働の削減など働き方改革への対応を行う企業等の取組に対して支援します。また、若手社員や、職場づくりやマネジメントを行う幹部職員等の人材育成の支援を進めます。

## (3)地域の持続的な発展を支える創業・事業承継の推進

---

地域経済の持続的な発展を支えるためには、経営者の高齢化や後継者不在の課題を抱える中小企業の世代交代を進め、また、創業の促進による地域産業の活性化も併せて行い、創業と事業承継を両輪とした一体的な支援に取り組みます。



## ■円滑な事業承継の推進

今後経営者の高齢化や後継者不在を理由とする休廃業が生じないように、円滑な事業承継を進めるため、市町村や商工会、商工会議所等の支援機関と連携した支援体制を整備し、案件の掘り起こしから、後継者の確保、事業承継計画の策定、承継のフォローまで総合的な支援を行います。

また、事業承継を契機して、後継者が主体となって行う新たな事業展開や第三者承継に向けた取組を支援します。特に、小規模企業に対しては、将来の事業承継を見据えた現経営者による生産性向上等の取組を支援します。

## ■起業・創業しやすい環境整備、育成の推進

起業マインドを向上させる取組など起業に向かう方への支援と、起業しやすい環境の整備や市町村の手が届きにくい起業後のフォローアップなど市町村や商工会、商工会議所等の支援機関と連携しながら起業・創業される方を支援します。

また、県内移住者や県内在住者が取り組む地域課題の解決を目指した社会的事業の起業を支援します。

## (4)地域の強みを活かした経済の活性化

島根県の強みである観光・地域資源の活用や競争力のある産業集積等の活性化により、地域経済の成長・発展を促す取組を行っていきます。さらに、新たな強みの創出にも繋がる県内産業の高度化等に資する企業立地を促進します。

また、地域を守る観点から、商業機能の維持・振興の支援を行い、県民の安定した生活の向上も図ります。

## ■強みを有する集積産業の基盤強化と更なる成長の促進

県内の強みを有する集積産業として、特殊鋼産業においては、素材の特性を活かした航空機産業やモーター産業への参入拡大を進め、関連産業へ波及するよう支援します。

石州瓦産業においては、産地が一体となって取り組む戦略的な販路拡大や新たな屋根材開発などを支援します。

鋳物、農業機械などの地域経済を牽引する集積産業においては、市場を見据えた経営戦略の構築や、戦略に基づく技術力の向上、販路拡大など関連する県内企業が連携して行う取組を支援します。

I T産業においては、将来を担うI T人材の育成による県内就職の促進と県外I T人材の県内転職の促進による人材確保を図り、事業アイデアの想起や高度技術を習得する機会の提供により付加価値の高い業務の受注や新サービス・商品の開発等、収益性の高い業態への転換を支援します。

また、県内全域に立地する食品産業においては、経営計画策定から抽出された経営課題解決を支援し、地域経済を牽引する中核企業づくりを支援します。

## ■地域資源を活用した魅力ある観光地域づくり

国宝の出雲大社・松江城、世界遺産の石見銀山、隠岐ユネスコ世界ジオパーク、日本遺産や大山隠岐国立公園などの豊かな自然や歴史・文化など、島根の魅力ある資源を活かしながら、新たに「美肌県しまね」のイメージ定着を図り、各地域の事業者やDMO等の民間団体などが主体となって行う地域資源の磨き上げや観光商品の造成、観光客のおもてなしの取組を支援し、観光地域づくりを推進します。

## ■外国人誘客の推進

国際航空路線の誘致による、海外からの直接的なゲートウェイの開設をはじめとして、ターゲットとする国や地域に応じた海外プロモーション活動の強化や外国人の来県ルートに応じたゲートウェイ別の対策を進め、外国人観光客の誘客を推進します。

また、多言語化対応やキャッシュレス決済の普及など、外国人観光客のニーズに対応した受入環境の整備が進むよう支援します。

## ■地域資源を活用した新商品開発等の支援

中小企業による県外市場の獲得に向けた、地域の産業資源を活用した新商品・新サービスの研究開発、既存の商品・サービスの改良及び販路開拓等の取組を支援します。

食品産業では、県産原材料等を活用し、消費者や取引先のニーズをとらえた商品開発や販路拡大の取組を支援します。

## ■地域商業機能の維持と商業・サービス業の振興

商圈人口の減少や郊外型大型店舗等への顧客の流出が進む中で、地域商業の機能維持と地域内経済循環の促進を目的とした小売業・サービス業等の新規出店や買い物不便地域での小売店の開業・移動販売等に取り組む事業者を市町村とともに支援します。

## ■産業の高度化と雇用の場の創出につながる企業立地の推進

地元企業の事業拡大や県外から立地した企業の増設に伴う企業の再投資、及び県外企業の新規立地を推進し、県内産業の製品・サービスにおける開発力・技術力、経営力を向上させ、県内産業の高度化を図るとともに、魅力的な雇用の場を創出します。

また、企業立地による経済効果や雇用創出効果が県全体に波及するよう、中山間地域等に特化した企業立地優遇制度等を活用した支援により、中山間地域等への企業立地を推進します。

### 3. 当面、特に力を入れる支援のポイント

当計画は令和2年度～6年度までの5カ年計画としておりますが、近年の中小企業・小規模企業を取り巻く環境は、「第Ⅱ章 4. 経済情勢等の外部環境の変化」で述べたとおり、年々目まぐるしく変わっており、中小企業の経営上の課題も、短期間で大きく変化することも想定されます。

そのため、当計画では、短期（1～2年程度）での支援のポイントを設定の上、その時々合った中小企業の支援に柔軟に対応し、令和2年度では、下記の3項目を設定します。

- ①生産性向上に向けた支援    ②人手不足への対応の支援    ③事業承継の支援

#### ①生産性向上に向けた支援

中小企業が、厳しい国内外の競争に打ち勝ち、さらには生産年齢人口の減少に伴う人手不足、働き方改革による労働時間の削減、最低賃金の上昇等に対応するためには、生産性向上に取り組むことが必要となっています。特に、平成31年4月から働き方改革関連法が順次施行され、課題に直面している中小企業は少なくありません。

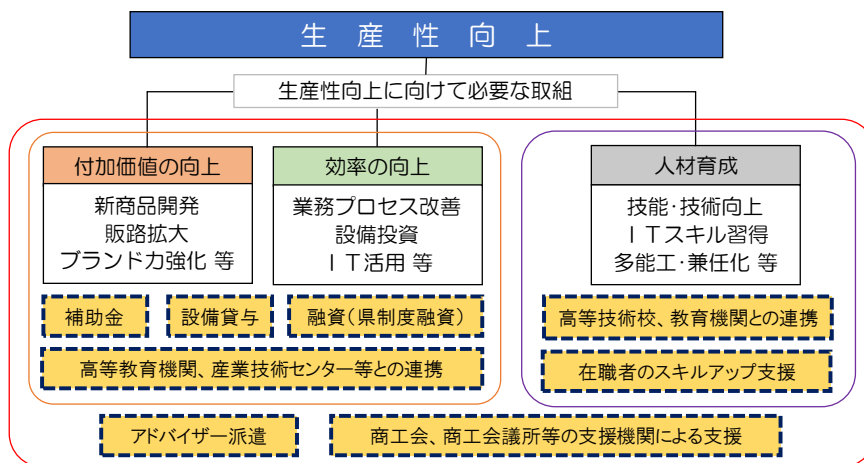
生産性を向上するためには、「付加価値の向上」と「効率の向上」を進めながら、これを支える「人材育成」に並行して取り組むことが重要です。

付加価値の向上は、提供する商品・サービスの価値を増大させることを目指すものであり、新商品の開発や、商圏や販路の拡大、品質や信頼性の向上等によるブランド力強化など、その手法は様々です。

効率の向上については、業務の標準化などのプロセス改善、設備投資による生産設備のロボット化、IoTやAIといったデジタル技術の活用など、うまく取り入れることで収益の大幅な改善が期待できます。

しかしながら、中小企業は、これらの取組を進めるため必要な資金や人材など経営資源が不足しているのが実態です。県は、これを補うため、経営、技術、販路、人材育成の面での総合的な支援に、支援機関、教育機関等と連携して取り組みます。

表Ⅲ-3-① 生産性向上に向けた支援のイメージ



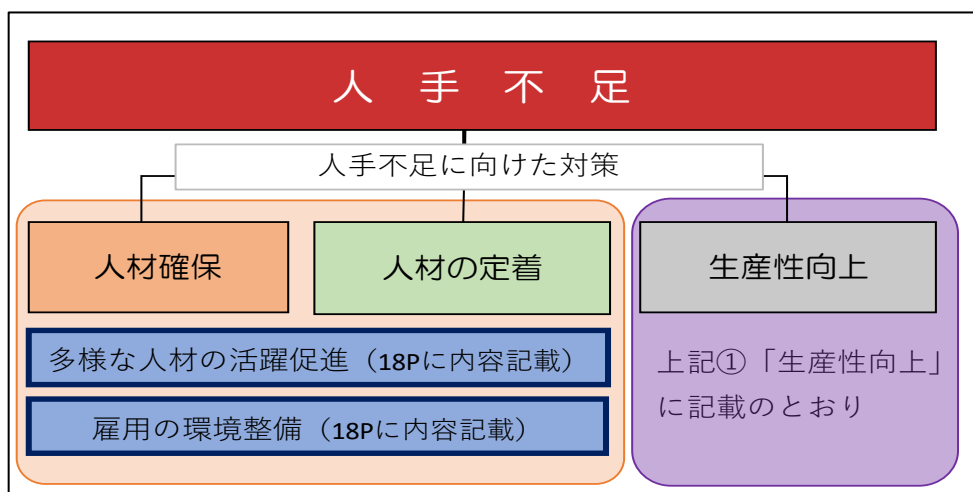
## ②人手不足への対応の支援

労働市場では、生産年齢人口の減少に伴い、人手不足が顕在化しており、さらには職種間の労働需給のミスマッチが見られ、人手不足は中小企業にとって、大きな課題となっています。

そのため、高齢者や女性の就業の促進と活躍できる環境の整備、学生の県内就職の促進、外国人材の活用等による就業者の確保に繋がる取組を行います。

また、現在働いている従業員に対しても職場環境の改善を行うことで、これまで以上に現職場に愛着を持ってもらい、定着を促す取組も行う等、様々な視点の取組を行いながら、人手不足の解消に向けて支援を行います。

表Ⅲ-3-② 人手不足解消に向けた支援のイメージ



## ③事業承継の支援

島根県では、中小企業の廃業により企業数が減少する中、経営者の高齢化が進み、後継者がいない企業の割合が高いため、事業承継が喫緊の課題となっています。

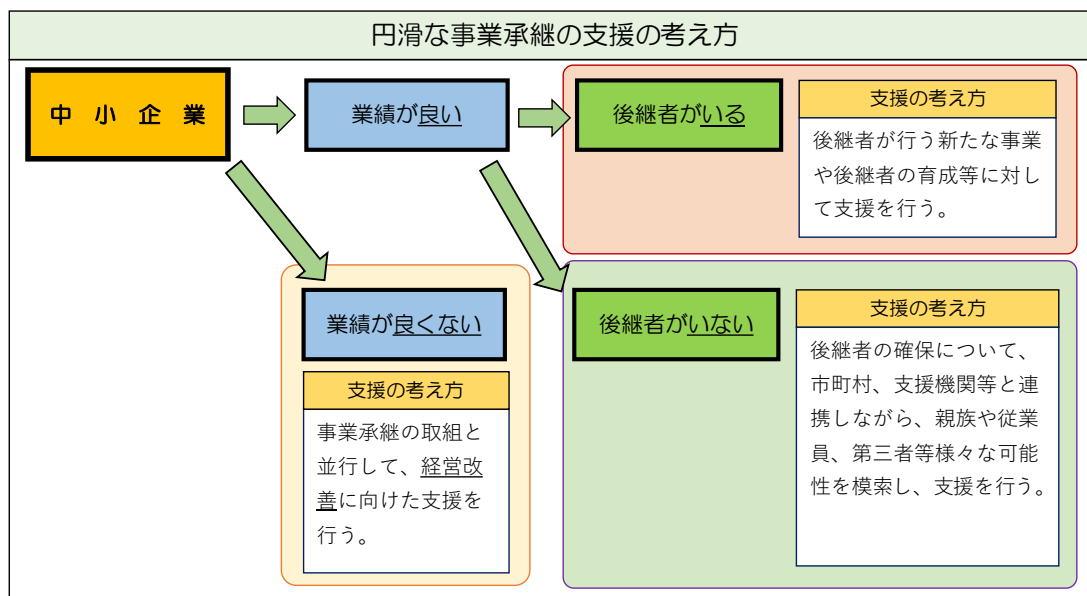
- ・ 経営者の平均年齢：61.3歳（全国平均59.9歳、全国5位）（R2.1調査）
- ・ 後継者不在率：70.9%（全国平均66.4%、全国8位）（R1.12調査）

※いずれも帝国データバンク調べ

また、県内の市町及び商工団体が平成28年度から30年度までに実施したアンケートを集計したところ、自分の代で廃業を考えていたり、事業承継の課題を先送りしている経営者が多い実態が明らかになりました。

経営者に対する啓発を進めながら、案件の掘り起こしから、後継者の確保、事業承継計画の策定、承継のフォローまで、関係機関と一体となって円滑な事業承継の支援に取り組みます。

表Ⅲ-3-③ 円滑な事業承継に向けた支援のイメージ



#### 4. 目標(KPI)

中小企業・小規模企業の振興において、前述した4つの支援の方向性ごとに、目指すべき成果を下記のとおり設定します。

##### ①産業の成長を促す企業の競争力強化と生産性向上

- ・ 県内中小企業の経営改善や新規事業に取り組む年間事業所数（経営革新計画）
- ・ 製造業の従業員一人あたり年間付加価値額
- ・ 新たな販路を確保した品目数

##### ②多様な人材の確保・育成と定着の推進

- ・ 高校卒業時の県内就職率
- ・ 新規学卒就職者の就職後3年定着率（高卒）

##### ③地域の持続的な発展を支える創業・事業承継の推進

- ・ 開業率（雇用保険事業統計における「保険関係新規設立事業所/適用事業所数」）
- ・ 事業承継計画を策定し、後継者を確保した企業数

##### ④地域の強みを活かした経済の活性化

- ・ 観光入込客延べ数
- ・ 企業立地による新規雇用者計画数（増加常用従業員数）

（※ KPIの目標数値については、現在検討中です。）